



来週の投資戦略 (1/4-8)

忙しい仕事始め？

2021年1月2日

小松 徹

注目事項 - 見所

1月5日、米国ジョージア州上院議員決選投票 - まさかブルーウェーブ？

株式市場見通し

2020年の日経225は16.0%上昇し、米国S&P500の16.3%とほぼ同率だった。だが、TOPIXは4.8%しか上昇しておらず、小型株指数は2.1%下落したことで、保有株によっては上がった実感がない方も多数いよう。特定の銘柄しか上昇していないのは11月終了時から広く知られることになったが、米国ではもっと極端だ。この傾向がいつまで続くかがわれわれのような専門家の関心事であり、指数全体が今年どこまで上がるかはそれほど重要でない。

とはいえ、まず市場関係者が今年の市場をどのように予想しているかを簡単に見よう。大半が2月から4月にかけて10~15%安を、12月年末高を予想している。だが、6月や秋に20%安値を付けると見ている者もいる。主な理由がバイデン米次期政権の運営に問題が生じる、あるいは、日銀の上場投資信託(ETF)に関し出口が話題になるなど。いずれにせよ、現在の市場が割高と見ている。次に経営者アンケートではほぼ年末高が予想されている。最も高いのは日本電産(6594)の関社長の回答で13%高。しかし、これは一部専門家の27%高に比べれば、そう高いとも言えない。

さて、日銀のETF買入について少し詳しく見ていきたい。昨年3月16日に買入額を2倍の年間12兆円にし、3月から4月にかけてほぼ連日10百億円超、時には20百億円も買入れた。結局、年間6.8兆円の買入れ実績を残した。11月は2日間だけ、12月は3日間だけしか買入れなかった。市場がこれだけ上昇すれば、もはや買入れる必要がないと見るのが妥当だ。もし、買入れるとしても市場が大幅高した翌日にすぐに買う必要はない。さらに月末に買入れるのは止めた方が良い。私が以前勤務していた米国の会社では法務部門から月末の買入注文を控えるように言われていた。日銀の買入を検証すると市場を操作しているように見える。

今年の重要なポイントのひとつが早くも来週に来る。米国ジョージア州上院議員決選投票で共和党候補が勝てば、現在の政治体制に変化はないが、2名とも民主党員が選ばれば、ある意味事件になる。忘れていたブルーウェーブが来るからだ。バイデン次期大統領の政策が通りやすくなるが、社会派の議員の意見にも耳を貸さないといけなだろう。一時的に金利が上昇する可能性があり、その際の連邦準備理事会(FRB)の政策が注目されよう。市場の主役交代の一要因にもなる可能性がある。一方、わが国では7月開催のオリンピックをどの程度の観客で開催するか。KPAは選手と関係者が中心で、一部ワクチン接種者だけが入場を許可されるのではないかと推測する。負の遺産が多く残る大会になる。最後に、菅内閣がいつ解散するかも注目される。続投は日に日に難しくなっているため、政策の継続も危ぶまれる。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期大幅増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。